解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

香川県高松市太田下町一八四一番地一一

株式会社ライズリサーチ

代表清算人　鈴木　克子

解散公告

当社は、平成二十八年三月二十五日開催の株主総会の決議により同年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

福岡県行橋市大橋二丁目六番三号

有限会社幸松塾

清算人　幸松　榮一

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

長崎県佐世保市吉井町下原六四〇―一

株式会社匠瓦

清算人　松本比登美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月二十八日開催の評議員会及び理事会の議決並びに平成二十七年十一月二十五日北海道知事の認可により平成二十八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

北海道樺戸郡月形町字新生一〇番地

学校法人月形大谷学園

清算人　中嶋眞理子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

埼玉県新座市野火止四丁目五番一七号

宗教法人観音寺

清算人　柏葉　秀雲

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年三月二十二日枚方市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

大阪府枚方市春日元町一丁目三八番二〇号

枚方市津田南土地区画整理組合

代表清算人　株式会社サンエース

代表取締役　谷岡　博

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十一月九日開催の社員総会の決議並びに平成二十八年三月二十五日さいたま市長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目二一三番地

医療法人湯澤眼科医院

清算人　湯澤　覚

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

千葉県南房総市千倉町北朝夷三一〇番地

医療法人社団恵明会

清算人　関谷　和子

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号

双日グループ厚生年金基金

代表清算人　安部　壽德

解散公告（第二回）

調布駅南口東地区市街地再開発組合は、平成二十八年三月二日東京都知事の認可を得て解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

東京都調布市小島町二丁目四五番地七

調布駅南口東地区市街地再開発組合

代表清算人　瀧柳　嘉市

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

相模原市中央区横山二丁目七番四号

医療法人社団加藤マタニティクリニック

清算人　野上夕紀子

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

横浜市都筑区中川中央一丁目二九番二四号

ＨａｂｉｔｅｒＮｏｒｄ三階Ｆ号室

医療法人社団髙志会

清算人　伏見　竜司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日付で解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

福井市中央二丁目七番一九号

医療法人整泉会

清算人　安土　忠義

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

鳥取県鳥取市立川町二丁目二三七番地

医療法人岸田内科医院

清算人　岸田　剛一

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

鹿児島県鹿児島市鴨池新町六番一〇号

鹿児島県建設業厚生年金基金

代表清算人　川畑　俊彦

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

東京都中央区日本橋室町四丁目六番二号菱華ビル五階

全国通信機械工業厚生年金基金

代表清算人　池野　紀彦